(昭和30年６月15日第三種郵便物認可)　号 外

LIBERAL&DEMOCRATIC 自由民主

発 行 所
自由民主党本部
郵便番号 100－8910
東京都千代田区永田町1－11－23
電話 東京 03(3581) 6211(代表)
定価１部 110円(税込み)
＜毎週火曜日発行＞
自由民主党ホームページ　URL http://www.jimin.jp/

詳しくは中面にて

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

命と生活・雇用を守る

新型コロナ感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症という脅威における、緊急事態宣言への対応など、医療・福祉・生活関連産業の皆さまをはじめお一人お一人の皆さまに感謝申し上げます。

今回の新型コロナウイルスは、

①未知のウイルスであること

②世界中で感染が拡大し多くの需要が急減した一方で医療用品などは世界的に需要が拡大し取り合いになったこと

③全国を対象とした緊急事態宣言が出されたこと

など、これまでに経験のない事態です。

そんな中でも国民全体の力で、人口あたりの感染者数や死亡者数は世界最小レベルに抑えられていますが、他方で経済的影響も含め、その被害は甚大です。

平成10年～平成23年まで自殺者の数は3万人を超えていました。

これまで私が貸金業法改正や消費者庁設立、ギャンブル依存症撲滅、悪徳商法撲滅などに尽力してきたのも経済的困窮を理由とした自殺や犯罪などをなくしたいとの思いからです。

そもそも政治家を志したのも、戦争やテロも多くは経済が理由であること。そして日本を守る、国民を守る、平和を守ると言っても、経済がきちんとしていなければそれは成り立たず、日本の経済の国際競争力減退や人口減少・少子高齢化による市場縮小などの影響は重大であり、だからこそ未来への責任を果たしたいと思ったからです。

既に米国では数千万人もの大量失業が起きているとの報道もありますが、今のところ日本は世界の中で最も失業を抑えられている国と言えます。しかし、徐々に影響は深刻になりつつあります。

「雇用」こそ守り、不安を生じさせてはならないというのが、私の信念であり、まさに雇用不安の中で生きてきた世代としても切実な思いです。雇用の問題はこれから本格化しかねず、対策に全力を尽くさねばなりません。

コロナ禍における雇用問題の重要性を2月から訴え続け、取り組んできましたが、埼玉県では知事、関東経産局、埼玉労働局などが中心になった戦略チームが立ち上がりました。雇用確保の全国モデル化を進めてもらっています。

また、霞ヶ関では極めて異例の縦割りを排除した、雇用マッチングなどを議論する副大臣会合が立ち上がりました。これまではとにかく資金繰り支援や持続化給付金、雇用調整助成金など企業側の雇用維持に全力で取り組んできましたが、これからは雇用マッチングなど流動的な対応も重要になってきます。

来年の就職活動への影響なども含め、全力で雇用確保のために活動をしてまいります。そしてコロナ禍から命と生活を守りぬくために全力を尽くしますので、皆さまご支援のほど宜しくお願い致します。

衆議院議員　牧原秀樹

▶RCEPの閣僚会合に梶山大臣とともに出席する牧原秀樹衆院議員。3月以来毎日のコロナ対策会議や国際会議もオンラインで行っています。

▶委員会にて、答弁に立つ牧原秀樹衆院議員。多くの委員会で答弁をしました。経産省関係は全ての法案が成立しました。

経済産業副大臣　元厚生労働副大臣　衆議院議員

まきはらひできさん特集号

さいたまの発展、安全安心

▶国道 17 号新大宮上尾道路（与野～上尾南）

令和２年３月に都市計画事業承認・認可が告示されました。

令和２年度、さいたま市中央区円阿弥から上尾市堤崎間の調査設計及び用地買収を実施する予定です。高速道路の延伸を着実に後押ししています。

図提供：国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所　※保留区間：取用または使用の手続きを保留する区間

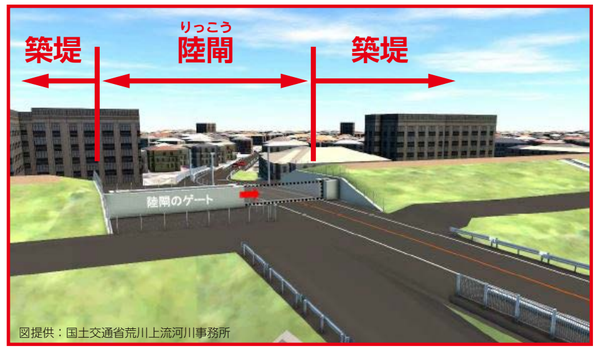

図提供：国土交通省荒川上流河川事務所

◀治水橋　橋梁部周辺の堤防対策に今年度着手

台風 19 号ではかさ上げ前の堤防ぎりぎりまで水が上がり、特に整備が完了していない治水橋のところには不安の声を多数頂きましたが、今年度から治水橋周辺の堤防対策を国の事業として開始します。

➡現状の堤防の上にさらにもう一段築堤。普段は橋(道路)として通行している部分に、非常時にはゲートをスライドさせて洪水をせき止めることができる陸閘(りっこう)を設置。令和3年度以降の完成を予定しています。

オンラインオープンミーティング

7/13(月)

YouTube「まきはらひできチャンネル」にてLive配信
20:00～21:30

国・県・市 一致団結！

地域の課題は共に取り組んでおります

牧原秀樹 衆院議員 プロフィール　衆議院議員4期

昭和46年6月4日生まれ　B型、ふたご座
麻布高、東京大学法学部卒、ジョージタウン大ロースクール卒、国際弁護士(日本・ニューヨーク州)、柔道初段。前衆議院内閣委員長、元厚生労働副大臣、元党青年局長、元環境大臣政務官。現経済産業副大臣。落選中に東日本大震災により親や家を失った子供たちの支援団体を設立。
好きなもの 麺類、納豆(ほぼ毎日食べてます!)、梅干し、せんべい。子供。読書(なんでも読みます。司馬遼太郎氏など歴史小説、東野圭吾、池井戸潤、百田尚樹、原田マハの各氏など何でも。おすすめあれば教えて下さい!)、映画、旅行。スポーツ観戦。お祭り、お神輿。動物・自然(国会では絶滅危惧種ともいわれる環境専門です)。正義。日本。
嫌いなもの 政治の不正、対案なき悪口と批判、選挙目当ての共闘や離合集散、有言不実行。戦争や暴力。貧困(撲滅議連設立メンバーです)。国民不在の政争。
議員宿舎なし、最寄り大宮駅から電車通勤をしている、真面目一徹!国会議員として、「さいたまから日本を変える!」と熱く燃えています。

牧原ひでき事務所

さいたま事務所
さいたま市中央区上落合2-1-24-5階
048-854-0808
048-858-2635

国会事務所
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館　1116号室
03-3508-7254
03-3508-3524

http://www.hmacky.net/

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

（制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあります。詳細については各問い合わせ先にご確認いただくか、牧原ひでき事務所までお気軽にお問い合せください。）

中小・小規模事業者等の皆様

給付

売上が半分以下*で事業の継続が苦しい *１～12月のどの月でも **持続化給付金**	**中小法人等最大200万円** **フリーランス含む個人事業者 最大100万円** 売上が前年同月比で50%以上減少している場合 ※令和2年1～3月に創業された方にも適用 ※主たる収入を雑所得又は給与所得として確定申告したフリーランスを含む個人事業者の方々にも適用	●電子申請 ●持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30～19:00) ●申請サポートさいたま会場 さいたま商工会議所会館1F (浦和区高砂3-17-15) ※事前申込が必要 電話予約窓口 0570-077-866 (毎日9:00～18:00)
家賃の支払いが苦しい **家賃支援給付金**	①いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比50%以上減少 ②連続する3ヵ月の売上高が前年同期比30%以上減少 月額給付額を以下の給付率で算出し、6ヵ月分を支給。 ①給付率 2/3 ＜上限25万円/月の範囲内＞ 複数店舗を所有しているなど、賃料の総支払額が大きい事業者は、①を超過する分の賃料について、②の給付率で給付額を上乗せ。 ②給付率 1/3 ＜上限50万円/月の範囲内＞	●電子申請 ●詳細は準備中です 決まり次第経済産業省HP等で公表いたします
県内中小企業・個人事業主の皆様に **埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金**	**支給要件を満たし、5月12日から5月31日までの間に16日以上県内の事業所を休業している事業者に10万円**	●電子申請 ●中小企業等支援相談窓口 0570-000-678
市内小規模企業者・個人事業主の皆様に **さいたま市小規模企業者・個人事業主給付金**	**さいたま市内小規模事業者・個人事業主に1事業者あたり10万円**	●郵送による申請 ※各区役所にて申請書配布 または、さいたま市HPより書類をダウンロード ●さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課 048-829-1349

助成

雇用を維持できない **雇用調整助成金**	**売上が一定程度減少の場合、休業手当を支払い雇用維持なら助成率は最大10割** **日額上限8,330円→15,000円に引上げ**	●お近くの都道府県労働局またはハローワークまで ●コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
事業再開に向けた投資をしたい **持続化補助金**	**小規模事業者に最大150万円を補助（最大100万円までを最大3/4補助 最大50万円を定額補助）** ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円	●全国商工会連合会 03-6670-2540 (平日9:00～12:00 13:00～17:00) ●日本商工会議所 03-6447-2389 (平日9:30～12:00 13:00～17:30)
テレワークなどの導入には **IT導入補助金**	**中小企業などのITツール導入を支援 補助率を1/2→2/3又は3/4に拡充し 30～450万円の幅で補助**	●サービス生産性向上IT導入支援事業 TEL 0570-666-424 (平日9:30～17:30)
文化芸術関係者に対する支援 **文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ**	**フリーランスなど向けに、簡易な手続き・審査により活動費を支援→上限20万円** **フリーランスや団体がより積極的な取組を行う場合→上限150万円** **文化芸術団体の収益力確保・強化の取組を支援→1事業150万～2500万円程度**	●電子申請 ●お問い合わせは文化庁 (文部科学省の代表電話 03-5253-4111から)

貸付

売上減で資金繰りが厳しい **実質無利子・無担保融資**	**売上が一定程度減少の場合3年間無利子，最長5年間元本据置** **日本政策金融公庫等に加え、5月より地銀、信金、信組等でも利用可に**	●日本公庫→0120-154-505(平日) ●商工中金→0120-542-711(平日・休日) ●民間金融→0570-783-183(平日・休日)

猶予・減免

売上減で税、社会保険料が苦しい **国税、地方税、社会保険料の納付猶予**	**売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予**	●大宮年金事務所 048-652-3399 ●北部市税事務所(大宮区役所5F) ●国税局猶予相談センター 関東信越国税局 0120-948-249
売上減で固定資産税が払えない **固定資産税・都市計画税の減免**	**売上が一定程度減少の場合、来年度は2分の1又はゼロに減免**	●相談ダイヤル 0570-077-322 (平日9:30～17:00)

世帯や個人の皆様

給付

全国全ての人々に **特別定額給付金**	**一律1人当たり10万円** 申請は郵送又はマイナポータルで マイナポータルは5/1より順次受付開始	●コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00～20:00)
子育て世帯の方々に **子育て世帯への臨時特別給付金**	**子ども1人当たり1万円** 現在、児童手当を受給している世帯 改めての申請不要	●各市区町村の窓口まで ●コールセンター 0120-271-381 (平日9:00～18:30)
生活が苦しいひとり親世帯の方々に **ひとり親世帯への臨時特別給付金**	**児童扶養手当受給世帯等に対して5万円（第2子以降は1人+3万円）さらに、収入減の場合+5万円**	●各市町村の窓口まで ●コールセンター 0120-400-903 (平日9:00～18:00)
休業期間中、賃金が支払われない **新型コロナ対応休業支援金**	中小企業でお勤めの方（勤務先から休業手当を支給されている方を除く） **・平均賃金の8割（上限日額11000円）を支給** ・雇用保険の被保険者以外（パート、アルバイトなど）も対象	●コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ **住居確保給付金**	**一定の条件の下で3か月から最長9か月、一定額を上限に家賃相当額を支援**	●お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00～21:00)
アルバイト収入減で学業継続が厳しい **学生支援緊急給付金**	**大学・短大・高専・専門学校生等 1人当たり 20万円（住民税非課税世帯） 10万円（上記以外）**	●各大学等の学生課等の窓口まで
学生 **高等教育修学支援新制度** コロナの影響で保護者の収入が減った方も「家計の急変」として申し込み可能	**住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（4人世帯の目安年収380万円以下）で学業成績等の条件を満たした方 授業料・入学金の減免や給付型奨学金を支給**	●各学校、または 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 (平日9:00～20:00)

貸付

収入減で生活が苦しい **緊急小口資金**	**学校等の休業、個人事業主等の特例の場合で急な生活費を要する方に20万円以内 その他の場合に10万円以内** ・償還2年 ・最大1年間償還を猶予	●個人向け緊急小口資金・総合支援コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00～21:00) ●埼玉県社会福祉協議会 TEL 048-822-1192 ●全国の労働金庫や指定された郵便局でも申請受付
総合支援資金	**単身 月15万円以内** **二人以上 月20万円以内** 原則3ヶ月以内 ・償還2年 ・最大1年間償還を猶予	

猶予・減免

収入減で保険料が払えない **国民健康保険料等の減免**	**国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免**	●大宮年金事務所 TEL 048-652-3399 または各区役所
収入減で税、公共料金が払えない **納税猶予、公共料金の支払猶予**	**国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予**	●国税➡ 国税局猶予相談センター 関東信越国税局 TEL0120-948-249 ●地方税➡ 北部市税事務所(大宮区役所5F) (西区・北区・大宮区・見沼区の方) 南部市税事務所(ときわ会館2F)（中央区の方）
住宅ローンの支払いが厳しくなった方に **住宅ローン返済方法の変更等**	**今後の利払い・返済スケジュールの変更相談**	●金融庁相談ダイヤル 0120-156811 (平日10:00～17:00)

医療・福祉関連

医療を支える支援

医療従事者、職員への慰労金	**最大20万円**（都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員で、実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関 ※うちコロナ患者の受け入れに至らなかった医療機関は10万円） **5万円**（その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 ※実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円）
医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援	院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等に費用の補助 **病院 200万円+5万円×病床数** **有床診療所（医科・歯科） 200万円** **無床診療所（医科・歯科） 100万円** **薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円**

介護・障害福祉

介護・障害福祉従事者、職員への慰労金	**20万円** 新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所の職員 **5万円** その他の施設・事業所の職員

児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援	**新型コロナ感染症対策にかかる経費を、放課後児童クラブや保育所等に1施設あたり50万円以内を全額補助**